

# 船橋市・松戸市・浦安市・鎌ヶ谷市の利用者の方へ

市外利用登録者説明用① 令和6年1月改訂

市川市立図書館は市川市民に対してサービスを提供するために設置されています。

市川市以外にお住まいの方は、居住地の図書館において、住民サービスの一環として本来の図書館サービスを受けることができます。

近隣四市（船橋市・松戸市・浦安市・鎌ヶ谷市）にお住まいの方が、市川市立図書館を利用するには、以下の利用制限があることを、あらかじめご理解ご了承ください。

（市川市に在勤在学の方は除きます。）

1. 図書・雑誌・カセットテープの**貸出しは合わせて5点まで**となります。  
※ 図書館利用券は、ご本人（来館されている方）以外は使えません。
2. 視聴覚資料（CD・DVD等）の貸出しはできません。
3. 予約（貸出中資料への予約）・リクエストサービス（購入依頼）は受けられません。  
※市川市立図書館の図書・雑誌は、居住地の図書館にリクエストすることにより取り寄せて借りることができます（相互協力）。
4. 閲覧席の利用については、混雑時は市川市内に在住・在勤・在学されている図書館利用券をお持ちの方を優先させていただきます。
5. 閲覧席でのインターネット接続サービスのご利用はできません。

上記は、市民図書室や公民館図書室・ウィズ等でも同様です。